

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第54条及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第46条に定める年次休暇以外の休暇に関する特例を定める規則
(令和元年10月29日達示第69号)

第1条 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号。以下「時間雇用教職員就業規則」という。）の適用を受ける教職員には、有期雇用教職員就業規則第54条及び時間雇用教職員就業規則第46条の規定にかかわらず、年次休暇以外の休暇として、1日の有給の休暇を与えるものとする。

第2条 前条の休暇は、1日を単位として取り扱うものとする。

第3条 第1条の休暇の手続については、有期雇用教職員就業規則第54条第4項及び時間雇用教職員就業規則第46条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和元年10月29日から施行し、令和2年3月31日限り、その効力を失う。